

やまなしの福祉

7 No.324
2015
月号



表紙写真:ヒマラヤの子ども達~ヒマラヤからの風にタルチョがたなびく~
=折居和夫さん(ネパール・スルジェの会)撮影(関連記事p10をご覧ください)
※タルチョはチベットの5色の祈禱旗。仏法が風に乗って広まるよう願いが込められている。

特集

生活困窮者自立支援制度スタート

- P2 生活困窮者自立支援制度の概要
健康科学大准教授 川村岳人さんに聞く
- P6 生活福祉資金貸付制度の変更
- P7 日常生活自立支援事業

- P9 甲斐市パーソナルサポートセンター
- P10 ネパール・スルジェの会
- P14 福祉用具紹介

生活困窮者を 早期発見するネットワーク 「居場所づくり」へ 社協の役割を期待



生活困窮者自立支援制度が4月にスタートしましたが、一般的にはまだ理解が進んでいない面もあり、また制度の窓口となる自治体も手探りで進めているのが実情です。

生活困窮者の実情や背景、また生活困窮者自立支援制度が機能していくためにはどのようなことが必要であるのか、実施主体である福祉事務所設置の自治体や地域、また社会福祉協議会の役割はどうあったらいいのか、健康科学大の川村岳人准教授に伺いました。

健康科学大学健康科学部福祉心理学科 准教授

川村 岳人さん

専門は地域福祉。日本社会福祉学会、日本地域福祉学会、貧困研究会等に所属。現在、貧困研究会運営委員、山梨県青少年問題協議会委員などを務めている。

Q どのような理由から困窮となるのでしょうか？ だれでもなり得ることでしょうか？

生活困窮に陥る理由はさまざまですが、そのリスクを高めている大きな環境的要因として、2つのことを指摘できると思います。

一つは、安定した雇用が減少していることです。「選り好みをしなければ仕事はある」「働いていれば自分の食費くらい何とかなる」といった“神話”は、すでに崩壊しています。非正規雇用が拡大した結果、働いているのに困窮から抜け出せないワーキングプアや、雇用期間の満了に伴って仕事と住まいを同時に失う派遣労働者のように、生活困窮のリスクを抱える人びとが増加しました。また、こうした不安定な雇用形態の人ほど、企業の福利厚生や社会保障の対象

になりにくいという点も重要です。

もう一つは、世帯構造が変化していることです。離婚率や生涯未婚率が上昇していますが、その結果として生じるひとり親世帯や単身世帯の場合、世帯の中でほかに働き手がいません。このため、けがや病気になるなど、何らかの理由で自分が働けなくなったときに、生活困窮に結びつく可能性が高まることとなります。

こうした社会経済的な状況の変化に伴う影響は、特定の層に集中的にみられるのであって、国民全体に等しく生活困窮のリスクが高まっているわけではないと思います。

Q 生活困窮者自立支援制度が創設された理由は？ これまでの生活保護との違いは何でしょう？

生活保護は、保護基準以下の所得になって初めて対象となります。しかし、そのような状況に至るまでに、本人と社会とのつながりや自尊心が失われている場合が多く、そこから社会復帰を目指すことは容易ではありません。このため、生活困窮者自立制度は、生活保護受給に至る前の段階で早期に支援を行うことにより、困窮状態から早期脱却を図ることを目的としています。

また、困窮者の中には、経済的な問題だけでなく、障害や病気、多重債務、家庭内暴力、ひきこもり、

虐待などさまざまな問題を抱えている人も少なくありません。現行の生活保護制度のもとでは、受給世帯の増加にケースワーカーの人員配置が追いついていないこともあり、困窮者の複合的な問題に関わり、生活の立て直しまでの一連の過程を支援することは難しいのが現状です。

生活困窮者自立支援制度は、ワンストップ型の相談窓口を設けるとともに、そこで把握した本人の状況に応じて、就労や住まい、家計、子どもの学習など幅広い問題に対応することを、理念として掲げているのです。

Q 生活困窮者自立支援制度が機能していくためには、 どのような点に留意する必要があるとお考えでしょう？

支援策の多くが任意事業であり、自治体の財政負担も生じるために実施されるかどうか不透明なこと、以前から民間団体が進めてきた困窮者支援の取り組みが法の制定により停滞していること、困窮者を支援するノウハウの蓄積がない自治体があること、相談支援員に求められる知識やスキルが膨大であることなど、課題は山積していますが、私が強調したいのは、生活困窮に陥っている人や世帯を早期に把握することです。

困窮者は孤立しがちな傾向にあるため、相談窓口に来ることを待っているだけでは、困窮者を早期に支援するという制度の目的を達成できません。相談支

援員は、困窮者を把握する手段やルートを自ら確保する必要があります。

孤立しがちな困窮者であっても、わずかながら周囲に助けを求めることがあります。たとえば、孤立死に至ってしまったような深刻な事例でも、知人にそれとなく窮状を匂わせたり、一度だけ生活保護の窓口を訪ねたりしていることも珍しくありません。こうした微弱なSOSを確実に拾い上げていくためにも、地域にフォーマルおよびインフォーマルのネットワークを形成するとともに、そこで把握された情報が集約されるような体制をつくるのが、制度が機能するかどうかの鍵を握ると考えます。

Q 生活困窮者には経済的な自立だけでなく、 社会的な自立が大切と指摘されていますが、 地域住民や社会福祉協議会の果たす役割についてはどのようにお考えですか？

社会的に孤立している人を社会につなぎ直すためには、「社会による支援を必要とする存在」「弱い存在」という位置付けのままにしておくのではなく、「社会から必要とされる存在」であることを実感してもらう必要があります。特に稼働年齢層の人は、文字通り稼ぎ働くことが当然とみなされるため、学生や専業主婦などを除けば、働いていないことが無力感や社会からの疎外感をもたらしやすいといえます。このため、就労以外の手段で自分が「社会から必要とされる存在」であることを実感できるように、地域の社会資源を組み合わせ、地域社会の中にすべての人に役

割や社会参加の場をつくり出すことが求められているのです。これからはこうした「居場所づくり」においても、地域住民や社会福祉協議会が積極的な役割を果たすことが期待されます。

生活困窮者自立支援制度における就労支援や子どもの学習支援は、新たな居場所づくりにつながる可能性を秘めています。こうした意味では、生活困窮者自立支援制度という「手段」を活用して、排除のない地域づくりという「目的」の達成をめざすという視点が、社会福祉協議会に求められていると思います。

仕事や生活などの困りごとを ともに考え支援します

生活困窮者自立支援制度の実施主体は福祉事務所を設置する自治体であり、福祉事務所を設置していない町村は都道府県が実施主体となり、生活困窮者の支援に向けて自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業などを実施します。

山梨県では、町村部については山梨県社会福祉協議会が県から、自立相談支援事業と住居確保給付金事業を受託しています。

事業の内容

自立相談支援事業(必須事業)

あなただけの支援プランを作ります

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、1人で抱えこまずに、まずは相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成して寄り添いながら自立に向けた支援を行います。秘密厳守で相談できます。

住居確保給付金事業(必須事業) の受給申請補助

家賃相当額を受け取れます

離職などで住居を失った方、また失う恐れの高い方には、就職に向けた活動等を条件に、一定期間、家賃相当額を支給する制度です。

※一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。

就労準備支援事業(任意事業)

社会、就労への第一歩

「社会との関わりに不安がある」など、直ちに就労が難しい方に6カ月から1年の間、プログラムに沿って、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

※一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。

家計相談支援事業(任意事業)

家計の建て直しをアドバイス

自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

「就労訓練事業」(任意事業)

柔軟な働き方による就労の場を提供

作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)もあります。引きこもりや、うつ病などで働けないという方の復帰訓練になります。

支援の流れ



生活困窮世帯の 子どもの学習支援事業(任意事業)

子どもの明るい未来をサポート

子どもの学習支援をはじめ、生活習慣、仲間と出
会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、
高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保
護者の双方に必要な支援を行います。

一時生活支援事業(任意事業)

住居のない方に衣食住を提供

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定
な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食
を提供します。就労支援などの自立支援も行います。
※一定の資産収入に関する要件を満たしている方が
対象です。

相談はこちらへ!

※山梨県福祉保健総務課調べ

生活困窮者自立支援事業 相談窓口一覧

自治体名	自立相談支援事業相談窓口 (住居確保給付金申請補助)	任意事業			住 所	TEL
		就労準備 支援事業	一時生活 支援事業	家計相談 支援事業		
山梨県 (町村部)	山梨県社会福祉協議会 生活支援課				甲府市北新 1-2-12	090-4815-4140 090-3147-4140 (代表:055-254-8610)
甲府市	甲府市生活支援相談窓口				甲府市丸の内 1-18-1	055-237-5742
富士吉田市	富士吉田市福祉課 地域福祉担当		○		富士吉田市 下吉田6-1-1	0555-22-1111 (内線:113・114)
都留市	都留市福祉事務所		○		都留市下谷 2516-1	0554-46-5112
山梨市	山梨市生活相談支援センター	○	○	○	山梨市小原西 843	0553-22-1111
大月市	大月市生活困窮者相談窓口				大月市大月 2-6-20	0554-23-8030
韮崎市	韮崎市自立相談支援窓口				韮崎市水神 1-3-1	0551-22-1111 (内線:176・177)
南アルプス市	南アルプス市社会福祉協議会 南アルプス市ふくし相談支援センター	○	○		南アルプス市 寺部659	055-284-7830
北杜市	北杜市福祉課				北杜市須玉町 大豆生田961-1	0551-42-1334
甲斐市	甲斐市社会福祉協議会 生活困窮者相談窓口				甲斐市島上条 3163	055-277-1122
笛吹市	笛吹市生活援護課 自立相談支援窓口		○		笛吹市石和町 市部800	055-261-1905
上野原市	上野原市社会福祉協議会 上野原市生活困窮者自立支援相談所				上野原市 上野原3504-1	0554-63-0002
甲州市	甲州市社会福祉協議会 甲州市生活支援センターぶりっじ	○	○		甲州市塩山 上於曾997-5	0553-32-6050
中央市	中央市社会福祉協議会 自立相談支援窓口	○	○		中央市下河東 620	055-274-0294

生活困窮者自立支援制度の施行により 生活福祉資金貸付制度が 一部改正になりました

生活困窮者自立支援制度の施行に伴って、生活福祉資金貸付制度においても、より効果的に低所得者世帯等の自立支援を図るために、生活困窮者自立支援制度と連携した貸付を行うこととして、その見直しが行われました。

生活困窮者自立支援制度の利用の要件化

総合支援資金と緊急小口資金の貸付にあたっては、就労支援をはじめ包括的な支援が必要であることから、就職が内定している場合等を除いて、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用を貸付の要件とすることになりました。

貸付期間の見直し

総合支援資金(生活支援費)の貸付期間が「12ヵ月以内」から「原則3ヵ月」になりました。また、自立相談支援事業によるプランの進捗状況に応じて、最長12ヵ月まで貸付を延長することができます。

貸付範囲の拡大

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付ける緊急小口資金においては、公共料金の滞納や自立相談支援機関等からの継続的な支援を受けるために必要な経費(交通費等)についても貸付が認められるようになりました。

償還(返済)期限の見直し

総合支援資金の償還期限が「20年以内」から「10年以内」へ、緊急小口資金は、「8ヵ月以内」から「12ヵ月以内」へと改正されました。

資金の種類

総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用
教育支援資金	教育支援費	学校教育法に規定する高等学校、大学(短期大学及び専修学校の専門課程を含む)又は高等専門学校に就学するのに必要な経費
	就学支度費	学校教育法に規定する高等学校、大学(短期大学及び専修学校の専門課程を含む)又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活費を貸し付ける資金
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活費を貸し付ける資金

※詳しい内容については、お住まいの市町村社会福祉協議会または、お住まいの地域を担当する民生委員へご相談ください。

認知症高齢者や障害者などの方が安心して暮らせるようにサポート

～日常生活自立支援事業～

毎日の暮らしのなかには、いろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。本事業は、認知症高齢者や知的障害者・精神障害者などのうち、判断能力が不十分な方に対して福祉サービスの利用に関する援助や、金銭管理のお手伝い等を行い、地域において安心して暮らしてもらうことを目的としています。

Q どうして始まったの？

平成12年に介護保険制度が始まり、福祉サービスは「措置」から「契約」へ移行することとなりました。判断能力の不十分な方は、必要な契約すべてを単独でできないため、福祉サービスの「契約」や日常生活を支援する仕組みが必要になります。そこで、介護保険制度施行を控えた平成11年に「地域福祉権利擁護事業」がスタートしました。

Q 対象となる方は？

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方など

Q 利用するには？

お住まいの地域の社会福祉協議会にご相談ください。専門員が相談にのり、希望と状況に応じた支援計画を作成し、その計画に基づく援助を行うことが合意されれば、利用契約を結びます。

Q どんなサービスがあるの？

●福祉サービスの利用

- ★福祉サービスの利用における申込、契約の代行、代理
- ★入所、入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談
- ★福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援

●日常の金銭管理

- ★福祉サービスの利用料金の支払い代行
- ★病院への医療費の支払い手続き
- ★年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- ★税金や社会保険料、公共料金の支払い手続き
- ★日用品購入の代金支払いの手続き
- ★預金の出し入れ、解約手続き

●書類等の預かり

- ★通帳や印鑑、証書などの書類のお預かり
※保管できないもの(宝石、書画、骨董品、貴金属類など)

ご相談・お問い合わせ窓口

運 営	地区センター	TEL
甲府市社会福祉協議会	甲府地区地域福祉権利擁護センター	055-225-2119
中央市社会福祉協議会	峡中地区地域福祉権利擁護センター	055-274-0294
南アルプス市社会福祉協議会	峡西地区地域福祉権利擁護センター	055-283-8722
山梨市社会福祉協議会	東山梨地区地域福祉権利擁護センター	0553-22-8755
笛吹市社会福祉協議会	笛吹地区地域福祉権利擁護センター	055-265-5182
富士川町社会福祉協議会	富士川地区地域福祉権利擁護センター	0556-22-8911
身延町社会福祉協議会	峡南地区地域福祉権利擁護センター	0556-62-3773
韮崎市社会福祉協議会	韮崎地区地域福祉権利擁護センター	0551-22-6944
北杜市社会福祉協議会	北杜地区地域福祉権利擁護センター	0551-47-5202
富士吉田市社会福祉協議会	富士北麓地区地域福祉権利擁護センター	0555-23-8105
都留市社会福祉協議会	東部地区地域福祉権利擁護センター	0554-46-5115

生活困窮・日常生活自立支援担当

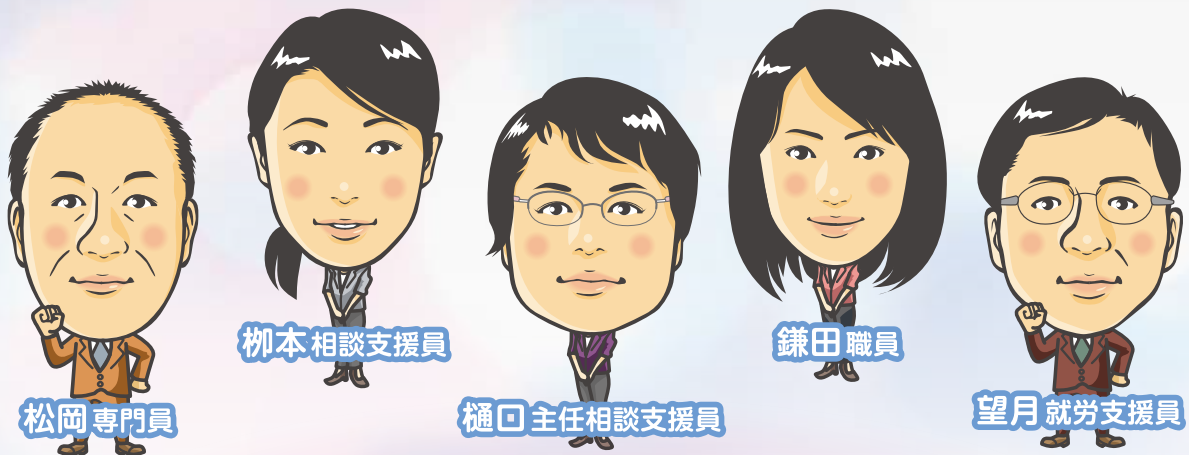
平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が始まりました。山梨県社会福祉協議会は県内町村の、峡南地域(市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町)及び昭和町、富士・東部地域(道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村)を担当します。主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、事務職員の4名体制で相談・支援を行っていきます。

また、日常生活自立支援事業においても専門員1名を配置し、高齢の方や障害のある方が安心して生活を送れるよう体制の整備と充実を図り、より良いサービスの提供を目指していきます。

●生活困窮者 相談 専用電話 090-4815-4140・090-3147-4140

受付時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 ※祝日・年末年始は休みです

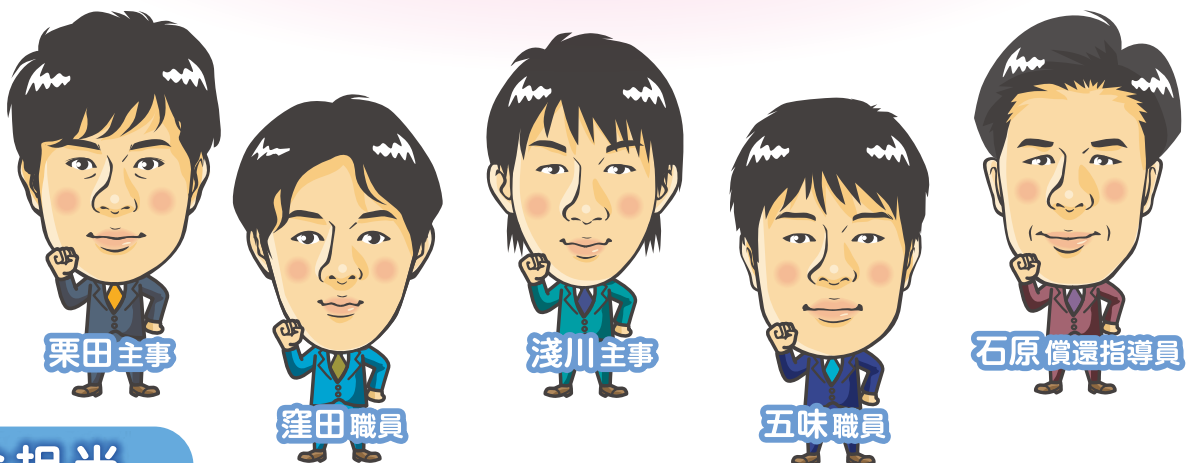
●日常生活自立支援担当 055-254-1820



気軽にご相談ください!

～山梨県社会福祉協議会生活支援課スタッフです～

私たちが担当します



資金担当

私たち資金担当は、生活福祉資金をはじめ、総合支援資金や臨時特例つなぎ資金など生活困窮者等へのセーフティネット施策である貸付事業について、市町村社会福祉協議会や民生委員の協力を得ながら実施するとともに、平成27年4月より施行されている生活困窮者自立支援制度との連携を図りながら、より効果的な貸付事業の運営に努めていきます。

●資金担当 055-254-8610

リサイクル食品提供、ボランティア養成…

「協働によるまちづくり」の創生へ

甲斐市パーソナルサポートセンター

甲斐市社会福祉協議会は4月から、甲斐市の委託を受けて「パーソナルサポートセンター事業」をスタートさせました。「協働によるまちづくり」の創生へ向けて、企業や家庭などから提供された食品を活用した生活困窮者への支援と併せて、ボランティアを養成します。5年後にはボランティアを中心とした運営を目指しています。



(左から)甲斐市社会福祉協議会事務局長の世本嘉朝さん、甲斐市福祉健康部福祉課長の本田泰司さん、同市社協生活支援係長の河西恵美子さん

事業の目的、課題などについて甲斐市社会福祉協議会事務局長の世本嘉朝さん、生活支援係長の河西恵美子さん、甲斐市福祉健康部福祉課長の本田泰司さんに伺いました。

Q パーソナルサポートセンター(PSC)はどのような事業でしょうか?

市民がともに支え合う「協働によるまちづくり」を創生していくために、①セーフティネット対策の強化②食品リサイクルに向けた取り組み③ボランティア養成事業—に取り組みます。

Q 具体的には?



企業や家庭から寄せられた食品

甲斐市からの委託事業として実施しています。生活困窮者自立支援法による自立相談事業を受託していますが、相談を受け

る中で、相談者の状況によっては企業や家庭から提供された食品等を活用していくことで、生活の維持や支援を行うことができます。同時に食品のロス削減にもなります。

また、この支援を受けた方やひきこもりの方、地域で孤立している方、ボランティア活動に関心がある市民を対象に、ボランティア養成を行えば、市民がともに支え合う「協働によるまちづくり」につながっていきます。

Q 対象とされる方は?

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがあり、食品等の生活支援が必要であると認められた市民の方になります。

Q 運営はどのようにしているのでしょうか?

臨時職員2名体制で実施しています。食品は、主任相談支援員の判断ですぐに対応できるようにしています。敷島本所で月2回(第1、第3の月曜日)に2週間分の食糧をお渡ししています。1人が支援を受けることができる期間は3カ月です。4月は自立支援の相談に16人が訪れ、このうち8人が利用しました。

Q 食品の確保はどのようにしているのでしょうか?

社協の広報誌、市の広報誌、民生委員・児童委員さんへの説明会などを通じて一般家庭に呼び掛けるとともに、職員が企業等を訪問して協力をお願いします。

Q スタートして間もないですが、課題はいかがでしょうか?

これから多くの課題が出てくるとは思いますが、食品を扱うだけに、まずは事故のないように管理面で十分に気をつけていかねばならないと思います。栄養面を考えますと野菜などの生鮮食品も提供したいのですが、設備面で難しいのが現状です。また、5年後にはボランティアによる自立した運営を目指していますので、ボランティアの養成はもちろん、事業がスムーズに実施できるようなシステムづくりが課題です。

お問い合わせ先
甲斐市パーソナルサポートセンター
(甲斐市社会福祉協議会内)
電話 055・277・1122

大地震の被害広がるネパールに関心を持ってほしい

～ネパール・スルジェの会～

4月25日に発生し、8,000人以上の犠牲者が出たネパール大地震。2000年からネパールの障害のある子どもたちを支援してきた甲府市のボランティア団体「ネパール・スルジェの会」(スルジェはネパール語で「太陽」)では、チャリティーコンサートを企画し、支援金を募るなどの活動をしています。事務局長の折居敏子さんは「ネパールの状況に関心を持ってほしい」と話しています。ネパール大地震は決して遠い国の出来事ではありません。折居さんに、お話を伺いました。



ネパール・スルジェの会
事務局長 折居敏子さん

Q ネパールの障害のある子どもたちを支援するようになったきっかけは?

小学生の頃、飢餓に苦しむアフリカの子どもたちの現状を知り、日本との違いにショックを受けました。将来、そうした子どもたちのために働きたいと考えていました。障害者福祉施設で働くようになってからも、その思いは持ち続けていました。

トレッキングでネパールに行く夫に支援の協力相手を探してもらい、観光ガイドを務めるネパールの方との日本語と英語を交えた交流が始まりました。現地から送られてくる便りや子どもたちの写真を見たら、どうしても子どもたちに会いたくなり、生まれて初めての一人旅でネパールを訪問しました。

ネパールに行き、貧しい環境の中で生きる子どもたちに何かしたいという想いがますます強くなり、翌年にはネパール・スルジェの会を発足しました。

Q 大地震の発生には驚かれたのでは?

一時は現地との電話も通じなくて、支援している子どもたちの安否もわからない状況でした。重い障害のある子もいますので心配でした。その後、無事であることがわかってホッとしたのですが、現地の状況を知ると、テント生活が続き、間もなく雨季に入るだけに衛生面での懸念もあります。

Q 被災した子どもたちへの支援活動をされているそうですが。

5月に開催した「フェアトレード*祭り」では急ぎよ、チャリティーコンサートを企画しました。多くの皆さんのご協力をいただきました。支援金はスタッフが訪問して現地の福祉団体に直接手渡し、今後必要とされる支援についても調査したいと思っています。

折居さんは、「東日本大震災を体験した日本だからこそネパールの状況に関心を持ってほしい」と話しています。現在、折居さんが営むフェアトレード製品を扱う雑貨&ギャラリー「ハーモニー」には、会の事務局があり、支援している子どもたちの写真やネパールの震災の写真を展示していて、支援金も受け付けています。引き続き、ネパールの現状を伝える企画も行います。

*フェアトレードとは、開発途上国の原料や製品を適正な価格で購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す仕組みです。

Q どのような活動をされているのでしょうか?

2000年9月に発足して以来、障害のある子どもたちや貧しい家庭の子どもたちへの教育支援をはじめ、ネパールの医師と一緒に山村での健康診断なども実施してきました。また、福祉作業所も立ち上げて、日本向けのカレンダーの製作なども開始しました。甲府市の美術館通りを中心に繰り広げられる「アートフェスタ貢川」では絵画展などを開催して、ネパールに関心を持っていただくような活動をしています。

ネパール・スルジェの会事務局

甲府市中村町10-15 ハーモニー内 電話 080・2047・3822

E-mail ▶ surujenokai_jp@yahoo.co.jp

フェイスブック ▶ 「雑貨&ギャラリー ハーモニー」で検索

ブログ ▶ <http://harmonygz.blog107.fc2.com/>

ネパール連邦民主共和国

首都:カトマンズ

面積:147,181平方キロメートル

公用語:ネパール語

人口:2,649万人(2011年)

平均寿命:62歳(2006年 ユニセフ)

5歳未満死亡率:62人/1,000人(2008年)

ネパール豆知識



福祉の就職総合フェア やまなし夏

を開催します!

日 時 **8月4日(火) 13:00~16:00**
(受付12:00~15:30)

会 場 **アピオ甲府 (中巨摩郡昭和町西条3600)**

参加費無料
入退場自由

県内で唯一の福祉・介護専門の就職相談会です。福祉の職場へ就労を希望する方や福祉の仕事に関心のある方など、どなたでも参加いただけます。求職者は事前の登録や申し込みは必要ありません。

特に進路についてお考えの高校生や大学生、専門学校生はぜひご参加ください。求人事業所(50施設を予定)との合同面接会場では、人事担当者から直接話を聞くことができます。

求職者にとっては、具体的な福祉の仕事内容や雇用条件、働く環境など、様々な疑問に答えてもらえるチャンスです。

また、福祉関係の資格取得方法や、福祉全般に関する相談に応じるコーナーなど、相談コーナーも充実しています。福祉人材センター登録コーナーで



は、求職登録や福祉の仕事が体験できる「職場体験」の申し込みも受け付けています。

※合同面接(求人事業所)は、福祉人材センターインターネット求人システム「福祉のお仕事」に事業所登録している(またはこれから登録予定)施設等で、事前の参加申し込みにより決定された事業所となります。

アクセス

★車でお越しの方は…

中央自動車道甲府昭和ICから5分

★専用シャトルバス

<JR甲府駅発(南口①②番バス乗場)>

12:00と13:00発

<アピオ甲府発>15:00と16:00発

無料
です!!

■お問い合わせ

福祉人材センター ☎055-254-8654

※参加事業所は、本会ホームページ

<http://www.y-fukushi.or.jp>

に7月中旬ごろより随時掲載予定です

地域密着型・小規模就職相談会を開催します

地域を限定して仕事を探したい、自宅に近いところで、空いている時間を活かして仕事をしたい、あるいは、福祉の仕事に関心はあるけれど、まだ具体的な就職活動はしていないという方々に、求人事業所の人事担当者と直接情報交換していただく場を設けます。

ぜひこの機会にご参加ください。参加無料、事前申し込みは不要です。

日時

峡南・南アルプスエリア(この管内の求人)・・・7月21日(火) 13:30~15:30

峡北・葎崎エリア(この管内の求人)……………9月24日(木) 13:30~15:30

会場

山梨県福祉プラザ4階会議室(甲府市北新1-2-12)

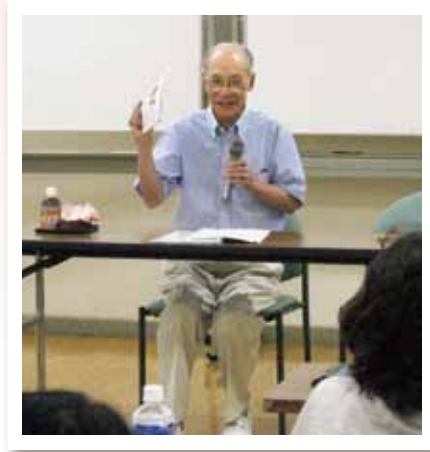
※その他のエリアを対象とした相談会も順次実施します。

※参加事業所(求人)は各開催日1週間前より山梨県社会福祉協議会ホームページ(<http://www.y-fukushi.or.jp>)に掲載予定です。

問い合わせ先：福祉人材センター ☎055-254-8654

高齢者疑似体験の指導者になりませんか？

～思いやりの心を育てましょう～



● 高齢者疑似体験指導者養成研修 7月28(火)、29日(水)【2日間】

県立介護実習普及センターでは、「高齢者疑似体験セット」を貸し出しています。これは色付きのゴーグルや手足のサポーター、おもりをつけて80～90才のお年寄りの疑似体験をする道具です。お年寄りの身になって生活上の大変なところを知り、お年寄りの理解につながられます。

貸し出しの対象は、高齢者疑似体験指導者養成研修を修了した方です。高齢者のこころと体についても理解し、次に活かせるような事業の計画・立案・実施ができる指導者を養成します。

[指導者の条件]①小・中学校などの教育現場で疑似体験を実施する指導員(主として教員)

②介護教室などで高齢者疑似体験を行う指導員(市町村社会福祉協議会や介護関係事業所の職員ら)

研修内容 **1日目**：講義「老年者の心身の特徴」～老年者を理解するために～
講師：山梨県立大学看護学部老年看護学講師 小山尚美さん
講演「高齢者から生き方を学ぶ」
講師：ことぶきマスター人材バンク登録者(地域リーダー)
荻野 巖さん(甲府市)、荻野シゲ子さん(甲府市)

2日目：高齢者疑似体験、セットの貸し出しについて
演習・研修プログラムの立案・発表

※センターでは、この高齢者疑似体験を中心に介護について話をする「団体入門介護講座」を、5名以上の団体向けに行っています。お気軽にご相談ください。

● 福祉用具教育者研修 8月18(火)、19日(水)【2日間】

「福祉用具体験セット」も貸し出しています。これも研修を受けた方にインストラクターになっていただき、セットを貸し出すものです。指導者の条件は高齢者疑似体験と同じです。高齢者疑似体験の際に、福祉用具の体験と一緒に進むと、福祉用具への理解も深めることができるでしょう。福祉用具を使用している人を特別ではなく親しみをもって接することができる人材を育成するインストラクターを養成します。

研修内容 **1日目**：福祉用具についての講義
講師：甲州リハビリテーション病院 顧問義肢装具士 佐藤 久氏
2日目：福祉用具の見学・体験、自助具の作製

[お問い合わせ・お申し込み先] 県立介護実習普及センター ☎055-254-8680

山梨県社会福祉協議会 講座・研修会のご案内

介護実習普及センター高齢者介護をしている家族向けの講座

講座名	内容	定員	開催日	開催時間	開催場所	対象者
認知症サポーター養成講座 (同内容のものを2回実施)	認知症の基礎知識や認知症の方への対応を学びます。	30名	7月16日(木)	13:30～16:00	山梨県 福祉プラザ1階 介護実習室	一般県民
		30名	8月20日(木)	9:30～12:00		
自立を促すリハビリテーション	様々なテーマについて、詳しい介護の知識や技術について学びます。	30名	7月14日(火)	10:00～16:00		
お年寄りに起こりやすい病気の予防と対応		30名	9月 3日(木)	10:00～16:00		
お年寄りの排泄の問題とそのお世話		30名	9月 4日(金)	10:00～16:00		
清潔なお世話(洗髪、清拭)		30名	9月 7日(月)	10:00～16:00		
終末期のお世話		30名	9月18日(金)	13:30～15:30		
お年寄りの食事のお世話	1日目 お年寄りの食事の特徴 2日目 栄養を補う副菜の調理 3日目 飲み込みの障害に合わせた調理の実際 (3日間1コース) ※1日のみの参加も可能	各 20名	9月10日(木) 9月11日(金) 9月15日(火)	9:00～14:00	山梨県 福祉プラザ1階 調理実習室	

※都合により、やむをえず日時を変更することがありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ・お申し込み先】 介護実習普及センター ☎055-254-8680

福祉の仕事に携わる人向け講座

研修名	内容	定員	開催日	開催時間	開催場所	対象者
社会福祉施設主任介護職員研修	業務に必要な知識を習得し、職員の資質向上と入所者の処遇改善を図ることを学びます。	45名	9月15日(火)	9:30～15:30	山梨県 福祉プラザ4階 会議室	社会福祉施設の主任介護職員及びこれに相当する職にある者
社会福祉施設主任指導員研修 (同内容のものを2回実施)		各 45名	9月29日(火) 9月30日(水)	9:30～15:30		社会福祉施設の主任指導員及びこれに相当する職にある者
社会福祉施設(老人施設)現任職員研修 (同内容のものを2回実施)	社会福祉施設等に勤務する職員として基本的な心構えと基礎知識を学びます。	各 60名	9月 2日(水)	9:30～15:30		特別養護老人ホーム等の施設における直接処遇職員(経験年数1年以上)の者
			9月 3日(木)			
高齢者権利擁護等推進員養成研修	施設内で高齢者権利擁護等に係る現状分析、課題解決方法の設定等を行うことのできる人材を養成します。	各 40名	8月25日(火) 11月 9日(月)	8:50～17:00	介護保険施設等の施設長、管理者と中堅クラスの職員	

【お問い合わせ・お申し込み先】 福祉人材研修課 ☎055-254-8654

研修名	内容	定員	開催日	開催時間	開催場所	対象者
市町村社協新会計基準実務セミナー	新会計基準移行後決算について学びます。	35名	7月14日(火)	10:00～16:00	山梨県福祉プラザ4階大会議室	市町村社協職員向け
社会福祉法人新会計基準実務セミナー		60名	8月20日(木)	10:00～16:00	山梨県地場産業センター「かいてらす」	社会福祉法人・施設職員向け

【お問い合わせ・お申し込み先】 福祉振興課 ☎055-254-8610



Goods

福祉用具紹介
あると便利なグッズたち



ベッドの高さに不安を感じる方に 超低床リクライニングベッド

(FLB-03J) 価格459,000円(税込)

ベッドの高さを11~61cmまで調整できます。高さを低くすれば、利用者が立ち上がらずに床を座位移動、手足移動ができ、自立を促します。超低床なのでベッドの高さに不安を感じる方、布団に慣れた方も利用できるほか、隣で就寝する家族と同じ目線で過ごせます。また、介護にあわせてベッドの高さを調整できるため、車いすへの移乗時など介助する方の負担を軽減します。足元側の安全スイッチの操作により、目視による安全確認をしながらベッドを下げることで、足や物などの挟み込みを予防します。



CheckPoint

介護保険の福祉用具貸与対象品です。要介護2~5の認定を受けている方は、レンタル料の1割*(月額1,440円)でレンタルできます。

※平成27年4月の介護保険法の改正により、平成27年8月1日から一定以上の所得のある場合、自己負担が現行の1割から2割の利用者負担となります。詳しくは、市町村にご確認ください。



尿の飛び散りを防ぐシート

葉っぱパワー

価格1,600円(税別) ※10枚入り

小便器に取り付けて便器の先端を少し延長させることにより尿の床への飛び散りが少なくなります。また、匂いも減り掃除も簡単になります。小便器の掃除をした後、乾いた布等で乾拭きをしてテープで貼るだけなので取り扱いも簡単。特殊加工防水紙を使用しているため、可燃物として処理できません。意匠登録済商品。



CheckPoint

男性用小便器の足下への飛び散り防止に。他には類のない商品のため、トイレを利用する方に向けた壁貼り用の案内カードがあります。



3

人形の腕が優しく包む

抱擁いす「やすらぎチェア 車いすタイプ」

価格：41,040円(税込)

「抑制から抱擁へ」という考えを基に開発された、人形といすが一体となった抱擁いすです。人形の腕が優しく包むことで、人に抱かれる安心感を与えます。腕をまわす位置は、お好みにあわせて変えられます。また、固定ベルトはマジックテープで調節できます。市販の車いすに装着して使用します(車いすはこの商品には付いていません)。

認知症の方の不安、恐れ、怒りを軽減させ、安心させるためにも抱きしめることは大切だと言われています。「やすらぎチェア」は座りながら人形に抱きかかえられることで、認知症の方が「安心できる場所」として過ごせる工夫をしてあります。

CheckPoint

介護保険のレンタル対象商品(自治体によっては適用にならない場合もありますので、お住まいの市町村へご確認ください)。



4

寝たまま洗髪できる

洗髪シート「爽やかさん」

価格2,700円(税込) ※10枚入り

頭の下に敷くことでベッドや布団に寝たまま洗髪ができるシートです。準備も簡単、手軽に洗髪でき、後片付けも手間取りません。洗髪に使う水は、吸水シートで吸収するので、ベッドを濡らしません。吸水シートはケープと一体型なので、はね返りの水で襟元、胸元を濡らしません。吸水量は約1.5リットルあります。

CheckPoint

衛生的な使い捨てタイプです。寝たきりの方やベッド上で安静の方に適しています。





平成27年度介護支援専門員実務研修受講試験のご案内

試験日 10月11日(日) 試験会場 山梨英和大学(甲府市横根町888)

試験案内書の配布場所 県市町村社会福祉協議会、各市町村介護保険担当窓口、県保健福祉事務所 ほか

受験申し込み受付期間 6月22日(月)～7月8日(水) 受験手数料 6,700円
当日消印有効・簡易書留による郵送のみ受付

この試験は、平成27年度実務研修の受講者を定めるために行います。試験合格後に実務研修の受講が可能な方のみ受験申し込みをしてください。

法定資格取得者の解答免除の取扱いについては、介護支援専門員の質の向上の観点から、本年度試験より廃止されます。

問い合わせ 山梨県社会福祉協議会 福祉人材研修課 ☎055-254-9955

広報誌「やまなしの福祉」をパソコンやタブレットで閲覧

広報誌「やまなしの福祉」は、本会ホームページでPDF版の閲覧ができるほか、電子ブックでもご覧になれます。

タブレット・スマートフォンでの電子ブックのご利用の場合は、下記のQRコードでアクセスしてアプリ(ActiBook無料)をダウンロードしてください。指定のID(毎号変更)を入力すると閲覧できます。

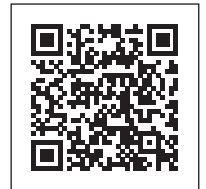
7月号は以下の通りです。
※パスワードは必要ありません

7月号のID yfukushi324

Android用



iOS用



善意をありがとう(寄付金の贈呈)

NTT東日本山梨支店(安藤耕治支店長)様から、チャリティバザーの収益金174,381円を「山梨ともしび基金」にご寄付をいただき、今年4月、県福祉プラザにおいて贈呈式を行いました。

同社からの寄付は、平成20年から行われ、今年で6回目(平成23、24年は東日本大震災復興支援への寄付)となり、延べ1,103,584円となりました。いただきましたご寄付は、県内の民間福祉活動の助成を行う基金として、活用させていただきます。ありがとうございます。



NTT東日本山梨支店 安藤耕治支店長(右)

貸し出し 図書紹介

『まだ間に合う! 今すぐ始める認知症予防 ~軽度認知障害(MCI)でくい止める本~』

監修 朝田 隆
発行者 鈴木 哲
発行所 株式会社講談社
〒112-8001
東京都文京区音羽2-12-21
☎03-5395-3560

ホームページ <http://www.kodansha.co.jp/>



認知症の激増を受けて、注目されるようになってきたのが軽度認知障害(MCI)という概念です。認知症と判断できるほどではないものの、同年齢の人と比較すると、もの忘れが目立つことが特徴です。認知機能がいちじるしく低下してしまうと、そこから治療を始めても健全な状態にはなかなか戻れませんが、軽度認知障害の段階から適切な取り組みを始めれば、認知機能の維持・向上の可能性が十分にあります。

本書では、具体的な認知力アップの方法などを紹介しながら、読者が自分のできる認知症予防のための取り組みが紹介されています。

このほかにも介護・看護・福祉についての本(約300冊)やビデオ・DVD(約200本)を貸し出しております。詳しくは県立介護実習普及センターにお問い合わせください。☎055-254-8680

「やまなしの福祉」バックナンバーのご案内

本会ホームページでは、これまでに発行した広報誌「やまなしの福祉」のバックナンバーを掲載しています。以下のアドレスからご覧ください。冊子をご希望の方は、お気軽にご連絡ください。

また、「やまなしの福祉」へのご意見・ご要望、地域福祉活動に関する情報などもお待ちしております。

YAMAFUKUSHI OF YAMANASHI
やまなしの福祉
Back Number

http://www.y-fukushi.or.jp/renew/search/yamafuku_back.html

問い合わせ 総務企画課 ☎055-254-8610